

北海道立帯広美術館協議会公開規程

(平成11年 3月12日北海道立帯広美術館協議会会長決定)

(平成23年2月22日 一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、北海道立帯広美術館協議会の会議(以下「会議」という。)の公開等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、北海道立帯広美術館協議会の会長(以下「会長」という。)が会議を公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項により会議を公開することが適当でないと認めたときは、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を閲覧に供するものとする。

(会議開催の周知)

第3条 会長は、会議の開催予定に関し、開催日前15日までに北海道立帯広美術館(以下「美術館」という。)の庁舎への掲示により、日時、開催場所、協議等の案件及び傍聴の可否等について周知するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を10日まで短縮することができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による傍聴申請書を当該会議開催日前5日までに、美術館総務課に送付し、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、開催の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証を係員に示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

3 傍聴者証は、抽選により、10人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で会長が特に必要があると認めた者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- 1 酒気を帯びていると認められる者
- 2 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 3 前2号のほか、会長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項等)

第6条 傍聴人は、別記第3号様式傍聴人心得を順守しなければならない。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(会長の指示)

第7条 前条の規定に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 次に掲げる手続については、電子情報処理組織(道の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができることとする。ただし、電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則(平成20年3月18日教育委員会規則第5号)の例によることとする。

(1) 第4条で定める傍聴申請書

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月23日から施行する。

別記第1号様式

傍聴申請書

平成 年 月 日開催の北海道立帯広美術館協議会の会議を傍聴したいので申請します。

平成 年 月 日

北海道立帯広美術館協議会会長 様

申請者

住所

(電話 - -)

氏名

年齢

(A4判縦型)

別記第2号様式

第 号

傍聴者証

平成 年 月 日開催の北海道立帯広美術館協議会の会議の傍聴を許可します。

平成 年 月 日

北海道立帯広美術館協議会会長

(事務代行) 北海道立帯広美術館長

様

(当日は、時 分までに、北海道立帯広美術館総務課で、この傍聴者証を係員に提示し、係員の指示に従って傍聴してください。)

(A4判縦型)

別記第3号様式

傍聴人心得

傍聴人は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 帽子、外とうの類いを着用すること。
- 3 飲食すること。
- 4 私語、談話、拍手等をする事。
- 5 議事に批判を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- 6 写真、映画等を撮影し、又は録音すること。
ただし、特に会長の許可を得たときはこの限りでない。
- 7 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

※ この心得を順守しないときは、退場を命じることがあります。